

令和6年度移住支援金のお知らせ



東京23区に在住、または東京圏在住で23区内に通勤する方が宮城県に移住し、対象求人へ就業するなどの一定の要件を満たす場合に、移住先の市町村が予算の範囲内において支給するものです。

支給額 世帯移住:100万円 単身移住:60万円 (世帯移住により、18歳未満の世帯員の方が一緒に移住される場合は、18歳未満の方おひとりにつき100万円加算されます。)

予算の上限に達した場合は、早期に申請受付を締め切る場合がございます。申請予定の方は、移住先市町村の担当窓口にお早めにご相談ください (申請期限 (移住後1年以内)の延長は行いませんのでご注意ください)。

主な要件(下記以外にも様々な要件があります)

1 移住元 東京23区在住者、または東京圏から東京23区への通勤者 ※

移住先

※(1)~(5)のいずれかに当てはまる方

- (1)「みやぎ移住・交流ガイド」に掲載されている対象求人に就業した方
- (2)「みやぎUIターン起業支援補助金」(裏面参照)の交付決定を受けた方
- (3)ご自身の意志で地方に移住し、移住先を生活の拠点として、
移住元での業務を引き続きテレワークで行う方
- (4)専門人材事業(裏面参照)を活用して就業された方
- (5)移住先の市町村が設定した関係人口に該当する方

詳細はこちら⇒
「みやぎ移住・
交流ガイド」



- ①石巻市に対し、複数年にわたり、「ふるさと納税」等による寄附を行ったことがある。
- ②石巻市に居住したことがある。
- ③石巻市内に3親等以内の親族がいる。
- ④移住相談窓口を通じて石巻市が主催する事業(お試し移住含む)に参加したことがある。
- ⑤東日本大震災以降、石巻市でボランティア活動をしたことがある。

3 移住後 申請後、5年以上継続して移住先市町村に居住する意志がある方

- ※ 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上かつ直近の1年以上、東京23区内に在住、または東京圏(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県(一部地域を除く))に在住し、東京23区内へ通勤をしていた方。
なお、東京23区内の大学等に通学し、23区内の企業へ就職した方については、通学期間も上記対象期間に加算することが可能です(ただし、加算年数は修業年限を上限とし、23区外のキャンパス等に通う期間は加算対象外となります)。

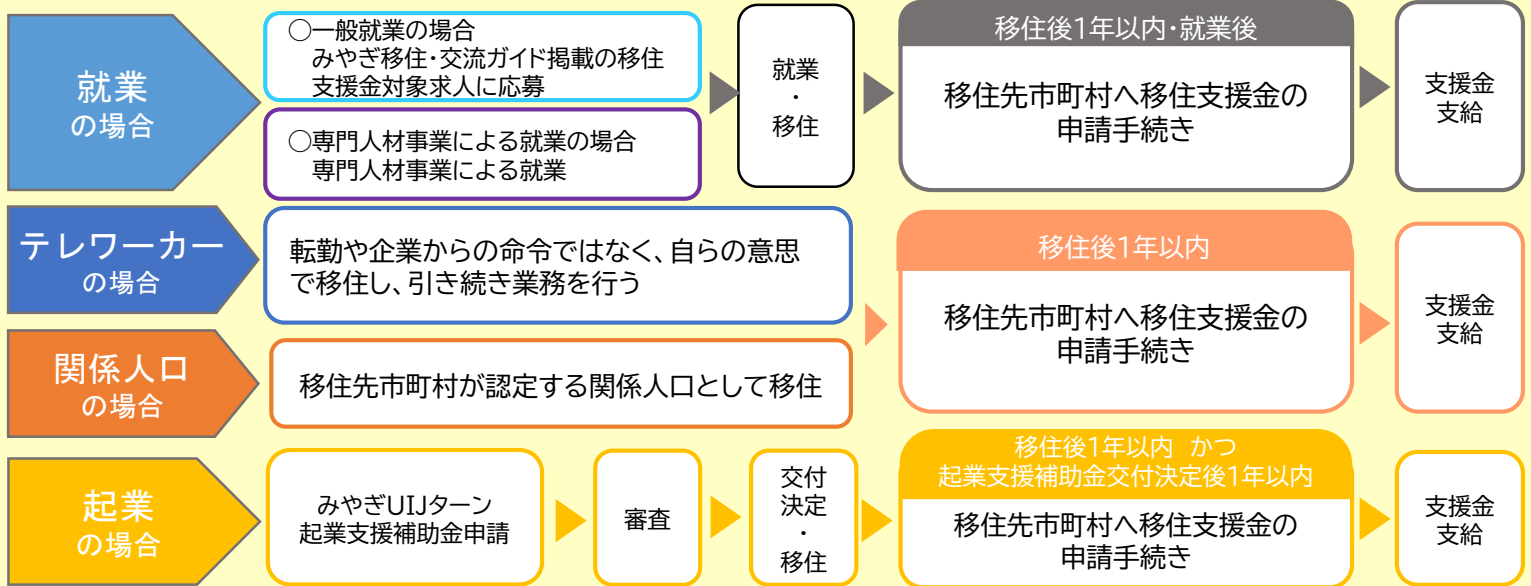
問合せ先

- ◆ 移住相談全般 ◇みやぎ移住サポートセンター(東京都千代田区有楽町2-10-1)
TEL:090-1559-4714 Mail:miyagi@furusatokaiki.net
- ◆ 申請について ◇石巻市復興企画部SDGs移住定住推進課(宮城県石巻市穀町14番1号 石巻市役所4階)
TEL:0225-95-1111 Mail:issdgs@city.ishinomaki.lg.jp
◇宮城県企画部地域振興課移住定住推進班
TEL:022-211-2454 Mail:tisini@pref.miyagi.lg.jp



裏面もご覧ください

移住支援金交付までの流れ（例）



みやぎUIJターン起業支援補助金

起業の場合併用可能

東京圏から宮城県内に移住し、地域の課題に対して、右記の観点をもって取り組む社会的事業の起業に対する支援制度で、対象経費に対して最大で200万円を補助(補助率1/2)。詳しくは、下記QRコードよりご確認ください。

社会性

地域社会が抱える課題の解決に資すること

事業性

提供するサービスの対価として得られる収益によって自律的な事業の継続が可能であること

必要性

地域の課題に対し、当該地域における課題解決に資するサービスの供給が十分ではないこと

デジタル技術の活用

生産性向上・機会損失の解消及び顧客の利便性の向上につながるデジタル技術を活用していること

問合せ先

宮城県仙台市若林区清水小路6-1
(株式会社MAKOTO WILL内)
Mail:info-will@mkto.org



上記4点の観点(社会事業の定義)を持って、各地域の現状に応じた社会課題の解決に取り組む事業 ※業種による制限はなし

専門人材事業

プロフェッショナル人材事業(宮城県プロフェッショナル人材戦略拠点を利用したもの)又は内閣府が行う先導的人材マッチング事業により就業及び移住された方が対象です。

人材紹介パートナー(事業協力)
(宮城県プロフェッショナル人材戦略拠点ホームページ)



先導的人材マッチング事業
(内閣府ホームページ)



移住支援金Q&A

- Q1 対象者の年齢制限はあるか。 A1 ありません。ただし、18歳未満の世帯員の方を帯同して移住された場合の加算については、申請日が属する年度の4月1日時点において18歳未満の方が対象となります。
- Q2 申請期限はあるか。 A2 移住後1年以内に移住先の市町村に申請する必要があります。
※ 申請開始可能時期は移住先市町村によって異なります。移住先市町村へお早めにご相談ください。
- Q3 移住支援金の使途に制限はあるか。 A3 ありません。
- Q4 移住地と就業地の市町村が異なっても、対象となるか。 A4 対象となります。申請については、移住先の市町村に行ってください。
- Q5 受給後、返還する場合はあるか。 A5 主な返還要件は、次の2点です。
①移住支援金申請日から1年以内に対象企業を退職した場合。
②移住支援金申請日から5年以内に移住支援金受給市町村から転出した場合。
※ ただし、県内での移動であって、移住支援金支給市町村が認めた場合には、返還を求めない場合があります。
- Q6 移住支援金は課税対象か。 A6 所得税法第34条に規定する一時所得に該当するため、課税対象となります。